

2024 年度 第 4 回 環境共生部会 レジメ

日時：2024 年 7 月 2 日（火）13：00～14：00

場所：OBP 協議会事務所 ※zoom 併用

【議 題】

1. OBP Blooming Place の拡張について

(ア) まちなかウォークابل推進事業補助金の交付決定について（報告）

(イ) 新規植栽業務及び維持管理業務の委託契約について

2. OBP Blooming Place の維持管理報告（6 月分）について

3. その他

以上

次回 2024 年度第 5 回 環境共生部会開催予定

日時：2024 年 7 月 30 日（火）13：00～14：00

場所：OBP 協議会事務所 ※zoom 併用

2024 年度
第 4 回 環境共生部会

【資料】

日時：2024 年 7 月 2 日（火） 13:00～14:00

場所：OBP 事務局＋オンライン（Zoom）

一般社団法人 大阪ビジネスパーク協議会
代表理事 田ノ畑 好幸 殿

補助金交付決定通知書

令和 6 年 5 月 1 6 日付けで交付申請のあった令和 6 年度都市局所管補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下、「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

なお、本事業の実施にあたっては、公共工事の品質の確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されたい。

令和 6 年 6 月 2 6 日

国 土 交 通 大 臣
（公印省略）

記

1. 補助金の交付決定額は、別紙のとおりとする。
2. この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
3. 補助金の額の確定は、補助事業に要する経費（補助基本額）の実支出額に補助率を乗じて得た額をもって行うものとする。
4. 補助金は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような場合には、国土交通大臣が財務大臣に協議をした上で概算払をすることができる。
5. 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - （1）補助事業の実施について次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
 - ロ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
 - ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
 - ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
 - （2）補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、国土交通大臣の承認を得て補助事業の完了後これと同種の他の補助事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た金額を国庫に返還しなければならない。
 - （3）補助事業が完了した場合において、補助事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を補助基本額から控除することがある。
 - （4）本補助金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかななければならない。
 - （5）補助事業に係る消費税仕入控除税額に相当する額は、本補助金の額の確定に当たっては、当該補助事業の事業費から減額するものとする。額の確定後に消費税仕入控除税額

が明らかになったときは、当該補助事業に係る補助率を乗じて得た額に相当する額を国庫に納付しなければならない。

- (6) 補助事業者は、本補助金に係る間接補助金の交付を決定するときは、上記(1)から(5)までに掲げる条件及び法第 22 条の規定に準ずる条件を附するとともに、補助金の交付を受けたときは、当該交付額に係る間接補助金相当額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

令和6年度補助金交付
額表
決 定

(まちなかウォークابل推進事業) (単位：千円) 事業主体名 一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会

番 号	補 助 事 業 等 の 名 称			補助金額	摘 要
	事 業 名	都 市 名	箇 所 名		
1	都市再生・ 地域再生 整備	都市再生推進	大阪市	1,700	
	合 計			1,700	

- (備考) 1 本表は、別に2部作成し、提出すること。
- 2 事業名は、国の歳出予算の「項」及び「目の細分」を
例)

国営公園等	都市公園
-------	------

、 例)

地域連携道路	街路
--------	----

のように記載すること。道路事業にあつては、摘要欄に工種等を記載すること。
- 3 国庫債務負担行為に係る事業にあつては、「摘要」欄に補助金の各年度割額を記入すること。
- 4 土地区画整理事業（組合等施行）等間接補助事業の場合には、摘要欄に間接補助事業名を記載すること。
- 5 都市再生推進事業（都市再生区画整理事業（都市再生区画整理統合補助事業に係るものに限る。）を除く。）及び交通結節点改善事業については、箇所名欄に地区名を記載し、摘要欄に箇所名を記載すること。
- 6 都市公園等統合補助事業については、摘要欄に統合補助事業名を記載すること。
- 7 都市防災総合推進事業については、箇所名欄は空欄とすること。
- 8 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）については、箇所名欄に地域名を、国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）については、箇所名欄に国際競争流通業務拠点整備事業計画名を、国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）については、箇所名の欄にエネルギー導管等整備計画名を記載すること。

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 2 6 日

一般社団法人 大阪ビジネスパーク協議会
代表理事 田ノ畑 好幸 殿

国土交通省都市局総務課

まちなかウォークブル推進事業にかかる
政治資金規正法上の分類結果について（通知）

国から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人が行う政治活動に関する寄附につきましては、政治資金規正法第 22 条の 3 により制限及びその適用除外要件（試験研究、調査に係るもの、災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの）が定められています。

昨今の補助金等の交付の決定を受けた法人による政治活動に関する寄附に係る議論を踏まえ、総務省において当該適用除外要件に係る運用基準について可能な限り明確にするため、「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン」が作成されました。

国土交通省においては、当該ガイドラインに沿って、所管の補助金等について適用除外要件に該当するか否かを分類致しましたので、下記のとおり分類結果を通知致します。

記

まちなかウォークブル推進事業は、政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。

以 上

(参考)

○政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（寄附の質的制限）

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 （略）

OBP Blooming Place の拡張に係る新規植栽業務及び維持管理業務の委託契約について

1. 契約先とその選定理由

① 契約先

株式会社グリーンチーム

② 選定理由

別紙「OBP Blooming Place の拡張造園の委託業者選定に関する環境共生部会の考え方」について、
2024 年度 6 月度運営委員会に報告し了承をいただきました。

2. 契約金額（案）

金 3,916,000 円也

- ※ 1 上記は、新規植栽施工業務と 11 月以降の維持管理業務（寝屋川沿い並びに PA の樺根元既存 8 升 + 新規 36 升）の合計委託料
- ※ 2 2024 年 4 月 1 日付けで締結した現維持管理業務委託契約（寝屋川沿い並びに PA の樺根元 8 升）は、本契約の締結により 2024 年 10 月 31 日をもって合意解約し、新規契約に一本化します。

3. 業務委託仕様書（案）、業務委託契約書（案）並びに見積書

別紙のとおり

【参考】

OBP Blooming Place に関する 2024 年度の予算執行見込

期間	項目	委託料 (税込み)	左の説明
2024 年 4 月 1 日～ 2024 年 10 月 31 日	① 植栽維持管理 費	880,000 円	➤ パークアベニューの既存植栽の維持管理(2024 年 4 月～2024 年 10 月) ・ 寝屋川沿い 25 m ² + PA 8 升 110,000 円/月×7 か月 = 770,000 円 ➤ 材料費一式 110,000 円（一年分）
2024 年 11 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	② 植栽維持管理 費	1,100,000 円	➤ パークアベニューの植栽拡張後の 5 か月間（2024 年 11 月～ 2025 年 3 月）の維持管理合計額 【内訳】 ・ 既存部分（寝屋川沿い 25 m ² + PA 8 升） 110,000 円/月×5 か月 = 550,000 円 ・ 新規植栽部分（PA 新規 36 升） 110,000 円/月×5 か月 = 550,000 円
	③ 2024 年度パ ークアベニュー ー花壇拡張に 係る新規植栽 費用	2,816,000 円	➤ パークアベニューの新規植栽費用（36 升） A) 花壇デザイン 220,000 円 B) 植栽作業・花壇づくり ・ 花苗材料費（約 1,800 株） 1,287,000 円 ・ 資材費（客土、腐葉土等土壌改良剤、肥料） 330,000 円 C) 植栽施工 ・ ガーデナー人件費等 891,000 円 （ガーデナー2～3 人、土壌整備工 1 人、車両 2 台） ・ 諸経費 88,000 円
	小計（② + ③）	3,916,000 円	
	合計（① + ② + ③）	<u>4,796,000 円</u>	2024 年度予算額：4,750,000 円

※ 1 補助金について

上記表中、2024 年度パークアベニュー花壇拡張に係る新規 36 升植栽施工費用（2,816,000 円）とその植栽維持管理
費（550,000 円）の合計額 3,366,000 円に対して「まちなかウォークアブル推進事業補助金」1,683,000 円（補助率 1/2、
上限額 1,700,000 円）が交付されます。

OBP Blooming Place の拡張造園の委託業者選定に関する環境共生部会の考え方

標記について、下記のとおり、2024 年度 6 月度運営委員会で報告して、ご了承をいただいております。

記

環境共生部会といたしましては、標記業者選定に関して検討を重ね、結果、2024 年度の OBP Blooming Place の拡張造園を委託する事業者について、当初からの委託事業者である株式会社グリーンチームに継続して委託することとしたいと考えています。

1. 一体的な植栽デザイン（デザイン、施工、その後の維持管理）や高度な維持管理の継続の必要性

- 2021 年度・2022 年度に造園した OBP Blooming Place は、環境に適応した自然風植栽である「ナチュラルスティックプランティング」という手法を用いた多くの種類の宿根草を用いてデザイン・植栽されたガーデンです。
- 宿根草は、一度植えると何年も生き続け、毎年、「芽出し」から「開花」、「枯れゆく姿」までのライフサイクルの変化を楽しませてくれます。一方、生育には適切なお世話と年数も必要であり、今も株式会社グリーンチームが高度な維持管理を継続的に行うことにより、魅力的な花壇に成長しつつあります。
- これから2024年度・2025年度の2年間でOBP Blooming Placeをパークアベニュー全体に展開するにあたり、同じガーデナーが植栽デザイン（デザイン、施工、その後の維持管理）を担当してトータル的に責任をもってマネジメントすることが好ましいと考えています。

2. 現在の事業者（株式会社グリーンチーム）の評価

- OBP Blooming Place は、「ナチュラルスティックプランティング」の先進事例として評価されており、神戸市などの自治体や他団体からも多くの視察をいただいております。株式会社グリーンチームの植栽デザイン（デザイン、施工、その後の維持管理）が一定の評価がされているものと考えています。
- 2021 年度の造園当初から、最低限月 4 回、丁寧かつ責任をもって維持管理作業を実施しています。また、維持管理の結果についても。写真とともに分かりやすく確実に報告（毎月初）を行っています。
- 植物ネームプレートを作成するなど、親しく楽しめる花壇づくりに地道な努力を行っています。
- 2022 年度のワーカー交流事業「映画 FIVE SEOSSENS 上映会&トークサロン」では企画協力とともに講師も務めていただいた他、日常的に OBP 協議会 HP や城まち Instagram で OBP Blooming Place の情報発信に連携してご協力いただいております。

3. ガーデナーとしての実績

- 他エリアでのナチュラルスティックガーデンのデザイン・施工・維持管理の実績
一般社団法人御堂筋ネットワーク（平野町街園、本町街園、高麗橋街園）など
- 受賞実績
2019 年「おおさか環境省準大賞（事業者活動部門）」、「大阪府緑のまちづくり賞 奨励賞（ランドスケープマネジメント部門）」、令和 2 年度 環境大臣賞、令和 3 年度 国土交通大臣賞

以上、御堂筋ネットワークの御堂筋コンテナガーデンの活動による受賞

- 著作 永村裕子氏、鈴木学氏との共著によるナチュラリスティックガーデンに関する国内初の基本書「宿根草の植栽デザイン（仮）」2024 年 10 月学芸出版社より出版予定
- 世界的ナチュラリスティックガーデンの権威であるピート・アウドルフ氏がアジア初となるデザインを手がけたピート・アウドルフガーデン東京に関西地区代表ガーデナーとして参加

4. OBP 協議会としての価格の適正性の確保

- 環境共生部会としては、2021 年度事業開始時に 3 社の見積合わせで株式会社グリーンチームを選定しており、価格の適正性を一定程度確認できていると考えています。
- なお、2021 年度 7 月度運営委員会で承認決議をいただいた際の 3 社の見積金額の比較については、下記表のとおりです。
- 一方、協議会として金額の適正化を図ることは重要な視点であるので、2024 年度・2025 年度に拡張造園した後、植栽が生育し安定的に維持管理が可能となった時点などで改めて入札や見積もり合わせなどの実施を検討して、競争性の確保や金額の適正性を押さえていくこととしたいと考えています。

※ 3 社の見積金額の比較（2021 年度 7 月度運営委員会資料から抜粋）

社名	見積金額 (消費税を含む。)
株式会社グリーンチーム	950,400 円
香松園	1,089,000 円
株式会社松楨園	1,320,000 円

以上

OBP Blooming Place 拡張に係る新規植栽業務及び維持管理業務に関する業務委託仕様書（案）

I. 委託業務の名称と目的等

1. 業務名称

OBP Blooming Place 拡張に係るパークアベニューの新規植栽業務及び維持管理業務

2. 本仕様書の目的

本仕様書は、一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会（以下「甲」という。）が、パークアベニュー（以下「PA」という。）に新規に植栽を施工するにあたり、花壇のデザイン・花壇づくり・植栽施工作業及び植栽後の運営維持管理並びに花壇のPR活動サポート、ワーカー交流事業サポート、行政協議サポートについて株式会社グリーンチーム（以下「乙」という。）に業務委託するに際し、当該委託業務の仕様を定めるものである。

II. 契約期間

契約日から2025年3月31日

III. 植花活動の全体概要

1. 既存花壇

OBP 北側寝屋川沿い法面 25 mにおける花壇、城見一丁目交差点を中心とした民地側樺足元植栽升 8箇所

2. 新規に整備する花壇

- PAの樺足元植栽升 36 升（箇所） ※別図のとおり
- 契約締結後、整備する植栽升の数が減少する場合は、それに応じた植栽施工費等を委託料から減額することとする

IV. 委託業務の内容

1. 新規植栽業務

① 花壇デザイン

（ア）既存花壇との調和したデザイン

- 植栽する場所の環境にあったナチュラルスティックな植栽デザインであること
- 城見1丁目交差点を基準に、PAのツイン21側（北西側）、富士通・マルイト側（北東側）の2つのゾーンそれぞれに一体感のあるダイナミックな動的なデザインとし、寝屋川沿いの花壇とのつながりを意識して全体的な構成にも配慮し、ビルや道路との調和も考えたものとする
- 一年を通して全ての季節において見所のあるデザイン計画がされていること
- 単一種や少数種の丈夫な植物のみで構成する植栽ではなく、多様な植物を組み合わせた自然主義的な植栽構成のレイヤードスタイルであること
- 原種に近い背の高い宿根草や美しい魅力のあるグラスを一時期だけではなく、年間を通して効果的に使用すること

- 上記条件について、既存花壇のコンセプトを踏まえて季節ごとに例示すると下記のとおり。
 - ・ 春は、芽出しや新緑を美しく楽しめるように開花させる球根を仕込んでおく。
 - ・ 初夏は、開花した数種類の自然に近い色合いの宿根草本来の美しさをしっかりと見せる構成とする。
 - ・ 夏は、花が終わった葉の形状や色がみすばらしくならないような構造のしっかりした植物で彩る。
 - ・ 秋は、輝く穂を上げた様々な形状のグラスのコンビネーションとそのライフサイクルの最終形態まで成長した宿根草やそれらの紅葉や黄葉した葉のミックスでバランスよく構成し、光や風を受けて植物が美しくみえるようにする。また、美しく朽ち果てた植物のシードヘッドや金色に輝くグラスの枯れ姿などそれぞれのコントラストが美しく見えるように演出する。

(イ) 使用する花種

- 根張りのしっかりした健康な花苗を使用すること
- 花種は自然な風合いを損なうものや毎年植えないといけないものは使用しないこと
- 上記①-（ア）のレイヤードスタイルを実現するために、花種数は宿根草 50 種類以上、グラス 15 種類以上、球根 15 種類とすることが望ましい

(ウ) メンテナンスの容易性について

- メンテナンスの容易性を確保するために必要な土壌改良及び整備を確実にこなうこと
- 日照条件や灌水条件、樺の足元という環境の過酷な特殊性を考慮に入れた花種の選定を行なうこと
- デザイン性を損なわずにメンテナンスの容易性を確保すること

(エ) デザイン案の作成・提出と承認

- 契約締結後、下記の図面等を OBP 協議会の指示による期限までに作成し、承認を受けるものとする。
 - ① デザインコンセプト（2ゾーン2種類）
 - ② 季節変化がわかる植栽デザインイメージ図（2ゾーン春秋2つの季節イメージの合計4種類）
 - ③ 植栽カレンダー（2ゾーン2種類）
 - ④ 植栽配置図（2ゾーン2種類）

② 植栽作業・花壇づくり

(ア) 花苗の調達

- 使用する植物リスト（植物名・サイズ・数量を記載）を作成し、36 升(1 升あたり最大 50 株程度)の整備に必要な量の苗を用いて植栽すること
- 病害虫の恐れのない健康で新鮮な苗を準備し、生産者から調達後速やかに植えること

(イ) 土壌の育成・管理

- 植栽升に屈強な雑草や既存植物が植わっている場合、根を残さず丁寧に除去すること
- 植栽に必要な場合は、樺の生育を阻害しない最小限の範囲で樺の根を適切に除去すること

- 升到水が浸透するように排水ピットを設けること
- 植物の種類に応じて土壌改良を行い、仕上げは、灌水時に水が升から溢れ出ないようにウォータースペースを 3cm 程度設け、さらに植物の種類に応じて使い分けた適切な材料でマルチングを行うこと
- 土壌改良のために 1 升あたり 4 袋程度（70～80 リットル）の客土を使用し、土を入れ替えること。入れ替えによって生じた残土は、戻すことなく撤去処分すること

(ウ) 必要材料・機材の調達

- 客土（赤玉、腐葉土）マルチング材（腐葉土・砂利）、緩効性肥料、防虫剤、その他手作業に必要な材料・道具を準備すること
- 必要な客土は植栽する植物の性質に応じて適切な配合を計画して使用すること
- 作業に際し重機等は安全のため使用しないこと

③ 植栽施工

(ア) 植栽の施工予定時期

- 36 箇所の植栽升の植栽時期は 2024 年 10 月中旬から 11 月初旬を目途に、甲乙協議の上、植栽にとって適切な時期に実施するものとする。

(イ) 施工管理・作業員

- 同一のナチュラルスティックな宿根草の植栽地を相当な頻度で 3 年以上管理した経験のあるガーデナーが現場で作業及び作業管理を行うこと
- ナチュラルスティックな植栽に必要な宿根草の生育環境とデザイン性の確保を実現するために十分なスキルを持ち工程管理ができるガーデナーを起用し、複雑な植栽配置図に従い適切に配置、その後の生育を考慮した植え付けを実施すること
- 植栽作業は、1 日あたり 4 升までを目安として、必要な人員を確保した上で正確で丁寧な作業を最優先し、10 日間程度の作業日程で施工すること

(ウ) 作業日程作成・報告・承認

- 作業日程表を作成・報告し、OBP 協議会の承認を得なければならない。天候による影響や不可抗力による日程の変更も随時報告すること

(エ) 作業完了報告

- 作業が完了後速やかに作業内容や植物の様子などがわかる写真と説明文により作業完了報告を行うこと

2. 維持管理業務

① 既存花壇の維持管理

既存植栽地（寝屋川沿い 25 m²の花壇と城見 1 丁目交差点の櫛足元既存 8 箇所）の維持管理

- ・花ガラ摘み、除草、清掃（週 1 回程度）
- ・水やり（上記作業に伴って必要に応じて）

- ・上記作業に必要な材料費（肥料防虫剤等の資材、補植費用等）
- ・散水栓は、寝屋川沿いの大阪市の水栓 1 箇所を使用すること
- ・水栓鍵の管理等を適切に行うこと
- ・ホースや散水に必要なジョウロなどの用具は事業者において準備すること

② 新規に施工した花壇の維持管理

ナチュラルスティックな植栽の品質の維持するために、施工と同様にナチュラルスティックな宿根草の植栽地を相当な頻度で 3 年以上管理した経験のあるガーデナーの管理による維持管理を行うこと

（ア）新規花壇の維持管理（施工後 1 ヶ月間）

- 根付くまでしっかりと灌水を行うため、植え付け後 1 ヶ月間は週 2 回程度、必要な灌水作業を行うこと

（イ）新規花壇の維持管理（施工後 2 ヶ月以降）

- 36 升全てに対して、毎週 1 回以上のメンテナンスを実施すること
- 上記①既存花壇の維持管理と同様に行うこと

③ 維持管理作業の回数

月 4 回の維持管理業務を行うことを基本とする。

④ 維持管理報告書の提出

- 上記①及び②について、前月の運営維持管理の状況・実績について、育成状況が判別できる花壇の写真を添えて「維持管理月次報告書」を翌月 5 日までに OBP 協議会に提出すること
- OBP 協議会は、必要に応じて上記以外の報告を求めることができる。

V. その他

① 造園・維持管理に必要な行政との調整

寝屋川沿いの花壇は、大阪市と大阪府の制度に従って造園・運営しているため、必要に応じて大阪市或いは大阪府との調整・協議に協力すること

② OBP 協議会が実施する花壇の PR 活動、花壇を活用した交流事業等に対する助言・指導、協力

OBP Blooming Place の植花活動に関する OBP 協議会の広報活動に協力すること

- ・ OBP 協議会が運営する SNS や WEB サイトに適した写真の提供と助言
- ・ プランツネームタグの作成や開花時期や見どころに関する情報提供
- ・ ファンを獲得できるように OBP 協議会が実施するワーカー交流事業へのサポート

③ 上記②について、協力の範囲を超えると認められる場合は、甲乙協議の上、乙は、別途必要な経費を請求することができる。

VI. 委託料

金 3,916,000 円也（消費税を含む。）

【内訳】

	委託料	左の説明
① 植栽維持管理費	1,100,000 円	➤ パークアベニューの植栽拡張後の 5 か月間（2024 年 11 月～2025 年 3 月）の維持管理合計額 【内訳】 ・ 既存部分（寝屋川沿い 25 m + PA 8 升） 110,000 円/月 × 5 か月 = 550,000 円 ・ 新規植栽部分（PA 新規 36 升） 110,000 円/月 × 5 か月 = 550,000 円 ・
② 2024 年度パークアベニュー花壇拡張に係る新規植栽費用	2,816,000 円	➤ パークアベニューの新規植栽費用（36 升） A) 花壇デザイン 220,000 円 B) 植栽作業・花壇づくり ・ 花苗材料費（約 1,800 株） 1,287,000 円 ・ 資材費（客土、腐葉土等土壌改良剤、肥料） 330,000 円 C) 植栽施工 ・ ガーデナー人件費等 891,000 円 （ガーデナー 2～3 人、土壌整備工 1 人、車両 2 台） ・ 諸経費 88,000 円 ・
小計（②+③）	3,916,000 円	
（内、消費税額）	356,000 円	

VII. 仕様書に記載のない事項の取り扱いについて

本仕様書に記載のない事項については、甲乙お互いに誠意をもって協議することとする。

以上

OBP Blooming Place拡張に係る植栽業務及び維持管理業務に関する「業務委託」仕様書
【別紙】



業 務 委 託 契 約 書 (案)

一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会（以下「甲」という。）と株式会社グリーンチーム（以下「乙」という。）は、OBP Blooming Place のパークアベニュー樫根元に係る新規植栽業務及び維持管理業務（以下「本業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲が委託し、乙が受託する本業務は下記のとおりとする。

(1) 業務名称

OBP Blooming Place のパークアベニュー樫根元に係る新規植栽業務及び維持管理業務

(2) 業務内容

別紙の OBP Blooming Place 拡張に係る新規植栽業務及び維持管理業務に関する業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日～2025 年 3 月 31 日まで

（委託料）

第2条 本業務に要する委託料の額は下記のとおりとする。

金 3,916,000 円也（消費税を含む。）

（安全の確保、環境保全等）

第3条 乙は、本業務の実施にあたっては、労働安全衛生法その他当該業務に関する各法令を遵守し、安全確保・環境保全に努め、甲及び第三者に迷惑をかけないように措置を講ずるものとする。

（業務内容の変更）

第4条 甲は、甲の都合により、業務内容、期間の変更を行うことができる。

2. 乙は、天災地変その他不可抗力により期間内に本業務を完了することができない場合は、期間変更を求めることができる。この場合、その変更について甲・乙協議する。

（検査等）

第5条 第1条第2号の本業務が完了したときは、乙は甲に報告のうえ、甲の指示に基づいた所定の検査もしくは業務完了の確認を受けるものとする。

2. 前項の検査もしくは確認に合格しなかったときは、乙は甲の指示に従い、その指示する日までに必要な修正を乙の費用で行い、あらためて所定の検査もしくは確認を受けるものとする。

3. 前1項、2項の検査もしくは確認に合格したときをもって、本業務は完了したものとする。

(委託料の支払)

第6条 甲は第2条記載の委託料について、植栽維持管理費については、前条の検査完了後、乙の請求後30日以内に支払うものとし、材料費については、契約締結後、乙の請求後30日以内に支払うものとする。なお、支払合計額は、第2条記載の委託料を上限とする。

(委託料の変更)

第7条 第4条第1項の規定により業務内容、期間を変更した場合は、委託料の変更に関して甲・乙協議して定めるものとする。

(所有権の帰属)

第8条 本業務の内容にかかる所有権並びに著作権は甲に帰属するものとする。また、著作者人格権が発生する場合、乙は著作者人格権を行使しないことを予め了解する。

(善管注意義務)

第9条 乙は、本契約の本旨に沿って、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第10条 本業務において瑕疵がある場合は、第5条の所定の検査もしくは業務完了の確認に合格した場合であっても、乙は瑕疵に対し担保責任を免れないものとする。

(第三者に対する権利侵害)

第11条 乙は、本業務の遂行につき第三者の特許権、実用新案権等の工業所有権、著作権、肖像権およびその他の権利を侵害することにより当該権利者と甲の間に紛争を生ぜしめないよう注意し、甲に一切迷惑をかけないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙に次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、本契約を解除できるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、開始時期を経過しても業務に着手しない場合
- (2) 乙が正当な理由なく本業務を打ち切り、または相当期間本業務を中止した場合
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、期間内に本業務を完了することが不可能または著しく困難になった

と甲に認定された場合

- (4) 乙の資格に異動を生じ、業務を続行する能力がないと認められる場合または破産等のおそれがある場合
- (5) 乙が第 14 条に違反したとき
- (6) 前各号のほか、乙が本契約の各条項を遵守せずまたはこれに違反し、もしくは誠実に本契約を履行する意思がないと認められる場合

2. 乙は、甲に次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、本契約の解除を申し出ることができるものとする。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により、本業務を完了することが不可能になった場合
- (2) 甲の都合により、開始時期を経過しても本業務の開始に見通しが長期にわたってたたない場合、もしくは甲の都合により中止された本業務の再開見通しが長期にわたってたたない場合
- (3) 前各号のほか、乙において解除すべき正当な理由がある場合

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 乙は、自ら（役員等を含む。以下本条において同じ。）について、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）であること
- (2) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 乙は、本件業務の全部または一部の委託先（役員等を含む。また、委託契約が数次にわたるときには、その全ての委託先およびその役員等を含み、以下本項において「本件業務の委託先」という。）が第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するとともに、本件業務の委託先が自らまたは第三者を利用して前項各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。また、乙は、本件業務の委託先が第1項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合には、直ちに当該委託先への委託の中止または解除のための必要な措置を講じなければならない。

（契約解除の場合の取扱い）

第14条 第13条第1項により本契約が解除され、甲が損害を受けた場合、もしくは第13条第2項により本契約が解除され、乙が損害を受けた場合、その損害の補てんについて甲、乙協議するものとする。

（期間内の解約）

第15条 契約期間中に本契約を解約しようとするときは、甲または乙は1か月前までに相手方に対して書面によりその通知をしなければならない。

2. 契約期間中に本契約を解約したときは、前項による乙からの申し出または乙の責に帰すべき事由により本契約が終了した場合を除き、甲が乙に支払った委託料は返還されない。ただし、双方協議の上、甲、乙が書面により合意した場合はその限りではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第16条 乙は、本契約により生ずる権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または他の権利の目的としてはならない。ただし、甲があらかじめ書面により承認した場合はこの限りではない。

（情報の機密の保持と適正管理）

第17条 乙は、本業務の実施によって得られた情報を第三者に公開、開示してはならず、また業務遂行以外の目的で使用してはならない。

2. 更に乙は、甲から提供された情報（以下、「提供情報」という）を適正に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が生じないよう万全の対策を講じなければならない。

（情報の返還）

第18条 乙は、本業務が完了したときは、提供情報について、甲の指示に従い返却、抹消等の措置をと

らなければならない。

(既存契約の終了)

第 19 条 本契約の締結により、甲と乙が 2024 年 4 月 1 日付けで締結した「OBP協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務」についての委託契約は、2024 年 10 月 31 日をもって終了することとする。

(疑義の解明)

第 20 条 本契約に定めのない事項または本契約の記載事項の解釈について疑義が生じた場合、甲・乙 誠意をもって協議し解決するものとする。

(合意管轄)

第 21 条 甲及び乙は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意し、紛争を解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

2024 年 月 日

甲 大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 61 号 ツイン 21MID タワー31 階
一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会
代表理事 田ノ畑 好幸

乙 大阪市西区立売堀 1 丁目 5 番 2 号 立売堀ビルディング 1 階
株式会社グリーンチーム
代表取締役 月ヶ洞 利彦

見積日	2024/6/28
-----	-----------

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

2024-25 年度 6 月管理報告				
巡回実施日	2024.6.1 (土)	2024. 6.8 (土)	2024. 6.15 (土)	2024. 6.23 (日)
実施時間	AM8:20~PM13:10	AM10:20~PM14:00	AM11:00~PM14:00	AM9:40~PM13:30
天候	晴れ	晴れ	くもり	雨時々くもり
気温	26℃	29℃ 突風	30℃	28℃
ツイン21(NW)	・落葉、小枝、吸い殻ゴミ等の除去、オダマキ、オルラヤ、ペンステモンの花がら摘み、防虫剤散布、灌水を実施しました。 ・アキレア'クリベオラタ'開花中	・落葉、落枝、吸い殻除去、オダマキ、ペンステモンの花がら摘み、たっぷりと灌水を実施しました。 ・エキナセア'ロッキートップ'開花しました。	・落葉、落枝、吸い殻ゴミ等除去、雑草除去、オダマキ、ガウラの花がら摘み、ノコンギクの切り戻し、たっぷりと灌水を実施しました。	・落葉、落枝、吸い殻ゴミ等除去、オダマキ、ガウラ、エキナセア'ロッキートップ'の花がら摘み、ネベタ、ノコンギクの切り戻し、オルラヤのバランス調整を実施しました。
松下 IMP (SW)	・樹木の落枝、不要な枯れ葉除去、ヤブランの剪定、防虫剤散布、水の必要なホスタ、ヒューケラ中心に灌水を実施しました。	・落枝除去、ヒューケラ等の不要な枯れ葉除去、ヒューケラの花がら摘み、ホスタ等の葉に付着した鳥の糞を除去、たっぷりと灌水を実施しました。	・落葉やゴミ等の除去、ヒューケラの枯葉除去、茂っているもの（カレックス'エバーゴールド'、ヤブランなど）の量感を減らしバランス調整のための剪定、たっぷりと灌水を実施しました。	・落枝、ヒューケラの枯れ葉除去を実施し、雨がしっかりと入っているのを確認しましたので、灌水は実施しませんでした。 ・いつも水不足気味のカラスボタンチョウソウやティアレラがしっかりしていました。
住友生命 (SE)	・雑草除去、エキナセア、サルビア'スノーヒル'の花がら摘み、ガーデンシクラメンの枯葉除去、防虫剤散布、たっぷり灌水を実施しました。 ・エキナセア'サンシーカーマジェンダ'の蕾が多数ついています。	・雑草除去、エキナセアの花がら摘み、ガーデンシクラメンなどの枯葉除去、サルビアの剪定、たっぷりと灌水を実施しました。 ・エキナセア'サンシーカーマジェンダ'開花中でスティパの穂が美しいです。	・落葉、雑草除去、エキナセアの花がら摘み、花が終わったサルビア'スノーヒル'の切り戻し、たっぷりと灌水を実施しました。 ・ガーデンシクラメンは休眠に入るため葉が少なくなっています。	・落葉、雑草除去、エキナセアの花がら摘み、シロタエギクの剪定を実施し、灌水は実施しませんでした。 ・エキナセア'サンシーカーマジェンダ'がたくさん開花中です。

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

富士通（NE）	・吸い殻、落枝、雑草除去、エキナセア、オダマキ、の花がら摘み、防虫剤散布、しっかりと灌水を実施しました。 ・虫食い跡がありました。	・エキナセア'ミニベル'、オダマキの花がら摘み、サルビア'アズレア'の切り戻し、たっぷり灌水を実施しました。 ・エキナセア'サンシーカーマジエンダ'、エキナセア'マグナススーパーリア'開花	・落葉、雑草除去、エキナセア'ミニベル'、オダマキの花がら摘み、フロックスの一部を剪定、たっぷり灌水を実施しました。 ・エキナセア'ミニベル'の花をちぎった跡がありました。	・エキナセア、フロックスの花がら摘み、バランス調整の剪定を実施し、灌水は実施しませんでした。 ・22年度に作庭した升のエキナセア'ミニベル'は、昨年より花数は多くなっていますが、21年度に作庭した升と比べると少なく感じるほど2年半経過の柵は、花数が増えています。
寝屋川沿い	・常緑樹の落葉、吸い殻、空き缶などのごみの除去、サルビア、ピンピネラの花がら摘み、防虫剤の散布、秋に花咲く宿根草（アスターメンヒなど）の剪定、プロムナード下の雨のかからないエリア中心にたっぷり灌水を実施しました。 ・オダマキ、ルドベキアの葉に害虫被害が見られました。	・落葉、吸い殻、雑草の除去、アキレア'ピーチセダクション'の花がら摘み、秋に咲く宿根草（サルビア'アズレア'、アスター'ビクトリア'など）の切り戻し、ずっと咲き続けているスカビオサ'オクロレウカ'の株の消耗を防ぐために切り戻し、全体的にたっぷり灌水を実施しました ・雨の降らない日が続く、高温のため全体的に乾燥していました。 ・いつも掃除をしていますが、吸い殻ごみは多少あります。	・落葉、吸い殻、空き缶などのごみ、雑草除去、オダマキ、アキレア'ピーチセダクション'、ガウラ、エキナセア'サザンベル'、エキナセア'フラダンサー'などの花がら摘み、パニカム'ロートストラルブッシユ'、アスター'アイデアル'、ブロンズフェネルの切り戻し、全体的にたっぷりと灌水を行いました。 ・ヘレニウム'ショートンサッシー'、アキレア'セリースクイーン'、アリウム'丹頂'など様々な宿根草が開花しています。	・吸い殻ゴミ（特にしたに缶コーヒーと吸い殻がセットで放置されています）雑草除去、エキナセア、アキレア'ピーチセダクション'の花がら摘み、アリウムの枯葉除去、ブロンズフェネル、オレガノの切り戻し、雨のかからないエリアを中心にたっぷりと灌水を実施しました。 ・エリンジウム、ベロニカ'マリエッタ'、エキナセア'ホホワイトパーフェクション'、アスチルベ'プルプランチェ'が開花しました。

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

ツイン 21 (NW)  6/1	 6/15 エキナセアロッキートップ開花	 6/23
ツイン 21 (NW2)  6/1	 6/15	 6/23 エキナセロッキートップ開花
松下 IMP (SW)  6/1	 6/15	 6/23
松下 IMP (SW2)  6/1	 6/15	 6/23
住友生命 (SE)  6/1	 6/15	 6/23

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

住友生命 (SE2)  6/1	 6/15	 6/23
富士通 (NE)  6/1	 6/15	 6/23
富士通 (NE2)  6/1	 6/15	 6/23
寝屋川沿い  6/1 エキナセアパリティダ開花	 6/15 ヘレニウム開花	 6/23 エリンジウム開花
寝屋川沿い  6/1 エキナセアフラダンサー開花	 6/15 ルドベキア開花	 6/23